

坂東市地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第8節 ライフライン施設予防計画</p> <p>第4 電話施設の耐震化【東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）】</p> <p>1 電気通信設備等の高信頼化</p> <p><u>地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を行う。</u></p> <p>2 電気通信システムの高信頼化</p> <p><u>災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。</u></p> <p><u>(1) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。</u></p> <p><u>(2) 主要な中継交換機を分散設置とする。</u></p> <p><u>(3) 大都市等において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。</u></p> <p><u>(4) 通信ケーブルの地中化を推進する。</u></p> <p><u>(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</u></p> <p><u>(6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。</u></p> <p>3 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化</p> <p><u>電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失或いは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。</u></p> <p>4 災害時措置計画</p> <p><u>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第8節 ライフライン施設予防計画</p> <p>第4 電話施設の耐震化【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】</p> <p><u>災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。</u></p> <p>1 電気通信設備等の耐災性向上対策</p> <p><u>耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等</u></p> <p>2 電気通信システムの信頼性向上対策</p> <p><u>(1) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）</u></p> <p><u>(2) 主要中継交換機の分散設置</u></p> <p><u>(3) 通信ケーブル地中化の推進</u></p> <p><u>(4) 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築</u></p> <p><u>(5) 電気通信設備に対する予備電源の確保</u></p> <p><u>(6) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）</u></p> <p><u>(7) 社内システムの高信頼化等</u></p> <p>3 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策</p> <p><u>(1) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）</u></p> <p><u>(2) 災害等時のトラヒックコントロール</u></p> <p><u>(3) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等</u></p>	<p>13</p>	<p>事業者の災害対策規定の変更</p>

坂東市地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。</u></p> <p>第15節 防災知識普及計画</p> <p>第1 住民向けの防災教育</p> <p>1 普及啓発すべき内容</p> <p>(1) 「自助」「共助」の推進</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動をあらかじめ認識するための取組</p> <p><u>警報等や避難指示（緊急）発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」）の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>第2 児童生徒等に対する防災教育</p>	<p>第15節 防災知識普及計画</p> <p>第1 住民向けの防災教育</p> <p>1 普及啓発すべき内容</p> <p>(1) 「自助」「共助」の推進</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動をあらかじめ認識するための取組</p> <p>地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p><u>保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。</u></p> <p>キ <u>「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等</u></p> <p><u>平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。</u></p> <p>第2 児童生徒等に対する防災教育</p>	<p>28</p>	<p>県地震被害想定の見直し</p>

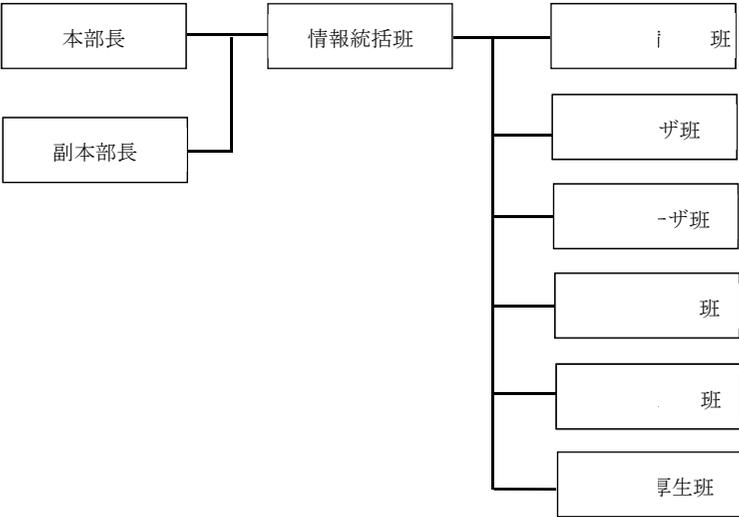
坂東市地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>1 児童生徒等に対する防災教育 (略)</p> <p>(3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。</p> <p>第3 職員に対する防災教育</p> <p>応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第16節 建築物の応急復旧計画</p> <p>地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。</p> <p>また、災害のために住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力で</p>	<p>1 児童生徒等に対する防災教育 (略)</p> <p>(3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、<u>保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。</u></p> <p>第3 職員に対する防災教育</p> <p>応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、<u>計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第16節 建築物の応急復旧計画</p> <p>地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。</p> <p>また、災害のために住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力で</p>	<p>30</p>	<p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p>

坂東市地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>住宅を確保できない者に対し、<u>応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。</u></p> <p><b>第 18 節 ライフライン施設の応急復旧計画</b>  <b>第 4 電話施設の応急復旧</b>  <b>【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】</b>  <b>1 電話停止時の代替措置</b>  <u>（1）臨時回線の設置</u>  <u>部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。</u>  <u>（2）臨時電話・電報受付所の設置</u>  <u>当該地域を受け持つ東日本電信電話株式会社の窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。</u>  <u>（3）非常用公衆電話の設置</u>  <u>孤立化する地域をなくすため、避難場所及び地域の主要場所に非常公衆電話を設置する。</u>  <u>（4）通信の利用制限</u>  <u>災害等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。</u>  <u>（5）電話の輻そう対策</u>  <u>大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、地域</u></p>	<p>住宅を確保できない者に対しては<u>応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。</u></p> <p><b>第 18 節 ライフライン施設の応急復旧計画</b>  <b>第 4 電話施設の応急復旧</b>  <b>【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】</b>  <b>1 電話停止時の応急措置</b>  <u>（1）通信のそ通に対する応急措置</u>  <u>災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。</u>  <u>（2）災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置</u>  <u>市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。</u>  <u>（3）通信の利用制限</u>  <u>通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。</u>  <u>（4）災害用伝言サービスの運用</u>  <u>大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。</u></p>	<p>60</p> <p>68</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>事業者の災害対策規定の変更</p>

坂東市地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考								
<p><u>住民の安否の登録、取り出しを可能とする、災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。</u></p> <p><b>2 応急復旧の実施</b></p> <p><u>(1) 災害対策本部の設置</u></p> <p><u>地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより、それぞれ災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図</u></p>  <pre> graph LR     A[本部長] --- B[情報統括班]     C[副本部長] --- B     B --- D[i 班]     B --- E[ザ班]     B --- F[-ザ班]     B --- G[班]     B --- H[班]     B --- I[専生班]     </pre> <p><u>(2) 動 員</u></p> <p><u>ア 部内復旧要員の確保</u></p> <p><u>(ア) 東日本電信電話株式会社茨城支店の社員を派遣し復旧に充てる。</u></p> <p><u>(イ) 前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、各県</u></p>	<p><b>2 災害等応急復旧の実施</b></p> <p><u>重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。</u></p> <p><u>電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等</u></p> <table border="1" data-bbox="936 571 1738 807"> <thead> <tr> <th colspan="2">重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一順位</td> <td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td>第二順位</td> <td>ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>第三順位</td> <td>第一順位、第二順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のうち特に重要なユーザ(緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等)については、最優先での対応に努める。</p>	重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)		第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関	第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体	第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの		
重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)											
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関										
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体										
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの										

坂東市地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考									
<p><u>支店及び本社から社員の派遣を受ける。</u></p> <p><u>イ 部外復旧要員</u></p> <p><u>被害が甚大で、東日本電信電話株式会社（本社・茨城支店・被災地支店）の社員のみで復旧が困難な場合は、通信建設会社に応援を要請する。</u></p> <p><u>（3）情報の収集・伝達</u></p> <p><u>災害に関する情報を各支店より収集し、本社に伝達する。</u></p> <p><u>なお、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。</u></p> <p><u>（4）復旧工事の順位</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>（5）復旧工事</u></p> <p><u>（略）</u></p>	<p><b><u>3 復旧を優先する電気通信サービス</u></b></p> <p><b><u>（1）電話サービス（固定系・移動系）</u></b></p> <p><b><u>（2）総合デジタル通信サービス</u></b></p> <p><b><u>（3）専用サービス（国際・国内通信事業者回線，社内専用線含）</u></b></p> <p><b><u>（4）パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）</u></b></p> <p><b><u>（5）衛星電話サービス</u></b></p> <p><b><u>4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標</u></b></p> <table border="1" data-bbox="936 1066 1720 1289"> <thead> <tr> <th>復旧順位</th> <th colspan="2">応急復旧の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一段階</td> <td>(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。</td> <td>災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。</td> <td>第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くて10日以内*を目標とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合(阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月)も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。</small></p>	復旧順位	応急復旧の目標		第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。	第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くて10日以内*を目標とする。		
復旧順位	応急復旧の目標											
第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。										
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くて10日以内*を目標とする。										
<p>第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画</p> <p>第5節 警戒宣言発令時の対応措置</p>	<p>第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画</p> <p>第5節 警戒宣言発令時の対応措置</p>											

坂東市地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考																															
<p><b>第3 地震防災応急対策の実施</b></p> <p><b>5 公共施設対策</b></p> <p>(1) 電話（東日本電信電話株式会社）</p> <p>(略)</p> <p><u>警戒宣言発令下の周辺地域内における東日本電信電話株式会社の業務</u></p> <table border="1" data-bbox="138 533 884 900"> <tr> <td>ダイヤル通話</td> <td>強化地域内及び周辺地域内の一般通話は、トラフィックの状況に応じて利用制限を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手動通話</td> <td>100番通話</td> <td>可能な限り取扱う。</td> </tr> <tr> <td>番号案内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>一般通報</td> <td>強化地域へむけ発信される電報は、遅延承知のものに限り受付ける。着信する電報は、配達の困難な場合、可能な限り電話により配達する。</td> </tr> <tr> <td>営業窓口</td> <td>可能な限り業務を取扱う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サービスオーダー工事</td> <td>所外：災害時優先電話等を優先して行う。</td> </tr> <tr> <td>所内：一般加入者についても可能な限り行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">故障修理</td> <td>所外：災害時優先電話及び重要専用線等を優先して行う。</td> </tr> <tr> <td>街頭公衆電話は可能な限り行う。</td> </tr> <tr> <td>113番等試験台業務</td> <td>可能な限り業務を取扱う。</td> </tr> </table>	ダイヤル通話	強化地域内及び周辺地域内の一般通話は、トラフィックの状況に応じて利用制限を行う。	手動通話	100番通話	可能な限り取扱う。	番号案内	同上	一般通報	強化地域へむけ発信される電報は、遅延承知のものに限り受付ける。着信する電報は、配達の困難な場合、可能な限り電話により配達する。	営業窓口	可能な限り業務を取扱う。	サービスオーダー工事	所外：災害時優先電話等を優先して行う。	所内：一般加入者についても可能な限り行う。	故障修理	所外：災害時優先電話及び重要専用線等を優先して行う。	街頭公衆電話は可能な限り行う。	113番等試験台業務	可能な限り業務を取扱う。	<p><b>第3 地震防災応急対策の実施</b></p> <p><b>5 公共施設対策</b></p> <p>(1) 電話（東日本電信電話株式会社）</p> <p>(略)</p> <p><u>【可能な限りにおいて取り扱う業務】</u></p> <table border="1" data-bbox="992 539 1742 847"> <tr> <td>1. 一般加入電話からのダイヤル通話</td> <td>トラフィック状況に応じて利用制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>2. 一般電報の発信及び電話による配達</td> <td>避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。</td> </tr> <tr> <td>3. 営業窓口</td> <td>営業時間中は開けておき、緊急度の高い電報の受付、架設申込みの応対等緊急かつ重要な業務を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4. 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</td> <td>警戒本部にて状況判断のうえ、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受付け電話を設けて対応する。</td> </tr> <tr> <td>(1) 故障修理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事</td> <td></td> </tr> </table>	1. 一般加入電話からのダイヤル通話	トラフィック状況に応じて利用制限を行う。	2. 一般電報の発信及び電話による配達	避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。	3. 営業窓口	営業時間中は開けておき、緊急度の高い電報の受付、架設申込みの応対等緊急かつ重要な業務を行う。	4. 防災関係機関等からの緊急な要請への対応	警戒本部にて状況判断のうえ、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受付け電話を設けて対応する。	(1) 故障修理		(2) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事		90	事業者の災害対策規定の変更
ダイヤル通話	強化地域内及び周辺地域内の一般通話は、トラフィックの状況に応じて利用制限を行う。																																	
手動通話	100番通話	可能な限り取扱う。																																
	番号案内	同上																																
一般通報	強化地域へむけ発信される電報は、遅延承知のものに限り受付ける。着信する電報は、配達の困難な場合、可能な限り電話により配達する。																																	
営業窓口	可能な限り業務を取扱う。																																	
サービスオーダー工事	所外：災害時優先電話等を優先して行う。																																	
	所内：一般加入者についても可能な限り行う。																																	
故障修理	所外：災害時優先電話及び重要専用線等を優先して行う。																																	
	街頭公衆電話は可能な限り行う。																																	
113番等試験台業務	可能な限り業務を取扱う。																																	
1. 一般加入電話からのダイヤル通話	トラフィック状況に応じて利用制限を行う。																																	
2. 一般電報の発信及び電話による配達	避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。																																	
3. 営業窓口	営業時間中は開けておき、緊急度の高い電報の受付、架設申込みの応対等緊急かつ重要な業務を行う。																																	
4. 防災関係機関等からの緊急な要請への対応	警戒本部にて状況判断のうえ、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受付け電話を設けて対応する。																																	
	(1) 故障修理																																	
	(2) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事																																	